

日本インターベンショナルラジオロジー学会 定款

2007年5月25日（アンダーライン部分改定施行）

第1章 総 則

第1条 本会は、日本インターベンショナルラジオロジー学会と称し、通称日本IVR学会という。その英文名は、The Japanese Society of Interventional Radiology (JSIR) とする。

第2条 本会は、事務局を〒355-0063 埼玉県東松山市元宿1-9-4ハイムレグス1階 メディカル教育研究社（代表松島精一）に置く。

第3条 本学会は理事会の議決を経て必要の地に支部地方会を置く。

第2章 目的および事業

第4条 本会は、インターベンショナルラジオロジー（IVRと略す）およびこれに関連する国内外の研究の連絡提携および促進をはかり、医学におけるIVRの位置づけを明確にし、以って学術の発展に寄与するとともに広く人類の福祉に貢献することを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 学会、研究会、講演会などの学術的会合の開催
2. 学会誌および図書の刊行
3. その他目的達成に必要な事業

第3章 会 員

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

1. 正会員：学会の目的に賛同し、専門の学識と経験を有し定められた年会費を納める者
2. 名誉会員：会長の経験者、永年理事を務めた者ならびに学会に対して特別の功労のあった者のうちから大会長又は理事長が理事会および評議員会の議を経て推薦する者
3. 賛助会員：本会の目的に賛同し、その事業を援助する法人および団体
4. 正会員、賛助会員の年会費および入会金は細則で定める。
5. 会費は毎年12月31日までに、その年度分の会費を納めなければならない。

第7条 入会または退会しようとする者は以下の手続きを要する。

1. 学会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書に記入し入会金と当該年度の会費を添えて提出し、理事会の承認を受けなければならない。
2. 名誉会員として推薦された者は、入会の手続きを要せず本人の承認をもって会員となる。
3. 退会しようとする者は、その旨を本会の事

務局に届け出なければならない。

4. 再入会については細則に定める。

第8条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

1. 退会
2. 禁治産および準禁治産の宣告
3. 死亡失踪宣告
4. 除名

第9条 会員が次の各号の1つに該当するときは理事会の議決を経て会長がこれを除名することが出来る。

1. 会費を2年以上滞納したとき
2. 本会の会員としての義務に違反したとき
3. 本会の名誉を傷つけ、またこの会の目的に反する行為のあったとき

第10条 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

第4章 役 員

第11条 本会に次の役員および評議員をおく。

理事長 1名

理 事 12名

会 長 1名

ただし理事長または理事でない者が会長に選出された場合は任期中のみ定員を14名とする。

監 事 2名

評議員 会員の10%程度とする

第12条 1. 会長は理事会および評議員会の議決を経て3年前の定期総会でこれを選任する。理事でないものが選任された場合は、その任期中のみ理事に就任し任期満了とともに理事を退任するものとする。

2. 評議員は5年以上継続して正会員である者の中から、選挙と理事会の推薦により定める。選挙規定については細則に定める。

3. 理事は評議員の選挙により定める。 監事の選出規定については細則に定める。

4. 理事長は理事の互選により定める。

第13条 1. 会長の任期は、定期学術集会終了の翌日より、次の定期学術集会までとする。

2. 理事長および理事の任期は、定期総会の翌日より3年後の定期総会までとする。再任することを妨げない。なお、理事の被選挙権はその年の1月1日現在で満63歳未満の評議員が有する。任期途中で満65歳となる理事は任期満了までその任に留まるものとする。

3. 監事および評議員の任期は定期総会の翌日より、3年後の定期総会までとする。再任することを妨げない。

4. 役員および評議員はその任期満了後でも、後任者が就任するまでなおその職務を行う。
- 第14条 1. 理事長は、本会を代表し、その事務を総理する。総会、理事会および評議員会の議長となる。
2. 会長は年次学術集会を主催する。
3. 理事長および会長に事故あるときまたは欠けたときは、理事会の議決を経、その代行者を定める。
- 第15条 1. 理事長および理事は、理事会を組織しこの定款に定めるもののほか本会の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議し施行する。
- 第16条 監事は本会の業務および財産に関し次の各号に規定する業務を行う。
1. 本会の財産の状況を監査すること。
2. 理事の業務施行の状況を監査すること。
- 第17条 評議員は評議員会を組織し、本会の重要な事項を審議する。

第5章 会 議

- 第18条 総会は、定期総会および臨時総会に分ける。
1. 総会は正会員をもって構成する。
2. 定期総会は毎年1回理事長が招集する。
3. 臨時総会は、理事長、会長または監事が必要と認めるときいつでも招集することが出来る。
- 第19条 理事長は、会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示し、総会の招集を請求された場合にはその請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 第20条 総会の招集は、開会15日前までに会議の目的、場所および日時を記載した書面または会報によってこれを行う。
- 第21条 総会は、正会員の10分の1以上出席しなければ議事を開くことが出来ない。ただし、欠席者はあらかじめ会員にその議決を委任して表決をなすことができる。この場合議決を委任したものはこれを出席とみなす。
- 総会の決議は、出席会員の過半数の同意をもって決する。
- 可否同数の場合は議長の裁決による。
- 第22条 次の事項は、定期総会に提出し、その承認を受けなければならない。
1. 事業計画および収支予算についての事項
2. 事業報告および収支決算についての事項
3. 財産目録
4. その他理事会において必要と認められた事項
- 第23条 理事会は毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合または理事の5分の2以上が連名で会議の議事事項を示して請求のあった場合は、臨時理事会を招集しなければならない。

第24条 理事会の決議は、理事全員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第25条 評議員会は、毎年1回開催する。ただし理事長は必要に応じ臨時に開催することができる。また評議員の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示し、総会の招集を請求された場合にはその請求のあった日から30日以内に臨時総会（評議会）を招集しなければならない。

第26条 評議員会は、この定款のうち別に定めてあるもののほか、次の事項を審議する。

1. 理事および監事の推薦および解任に関すること

2. 諸規定および制度につき、理事会から付議せられた事項に関すること

3. 総会に付議する事項および理事会から付議せられた事項

4. 基本財産の編入に関する事項

5. 解散および解散後の残余財産の処分に関する事項

6. その他必要な事項

第27条 評議員会の決議は、評議員全員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第28条 1. 評議員会には議事録を作成し、議長の指名する出席者2名を議事録署名人と定め、署名捺印の上これを保存する。

2. 学会が行う各種委員会などの会合には議事録を作成し保存するものとする。

第29条 すべての会議の議事の要領および議決した事項は、会員に公示する。

第6章 委 員 会

第30条 本学会は常置委員会および必要と認められた場合には特別委員会を置くことが出来る。

1. 委員会の設置および解散は理事会の議決による。

2. 委員会の委員長および委員は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

3. 委員会に関する規定は別に定める。

第7章 資産および会計

第31条 本学会の資産は次のとおりとする。

1. 設立当初の財産目録記載の財産
2. 会費および入会金
3. 寄付金
4. 事業に伴う収入
5. その他の雑収入

第32条 1. 本学会の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、前条第1号のうち、基本財産の部に記載する資産および基本財産とすることを指定して寄付された財産、ならびに理事

会および評議員会の議決と総会の承認を経て繰入れた財産をもって基本財産とする。

3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
4. 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、本学会の事業遂行上やむを得ない理由がある時は、理事会、評議員会および総会の議決を経、その一部に限りこれらを処分し、または担保に供する事ができる。

第33条 本学会の資産は理事長が保管する。

第34条 本学会の事業遂行に要する費用は、入会金、会費、事業に伴う収入および資産から生ずる収入などの運用財産をもって支弁する。

第35条 本学会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会および評議員会の議決および総会の承認を経なければならない。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

第36条 1. 本学会の収支決算は、本会計年度終了後3ヶ月以内に理事長が作成し、財産目録、事業報告書および会員の異動状況書とともに監事の意見をつけ、その後最も近い理事会、評議員会および総会の承認を受けなければならない。

2. 本学会の収支決算に余剰金があるときは、理事会、評議員会の議決および総会の承認を受けてその一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

第37条 収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担、または権利の放棄のうち重要なものをしようとするときは、理事会、評議員会および総会の議決を経なければならない。

第38条 本学会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収支をもって償還する短期借入金を除き、理事会および評議員会の議決を経なければならない。

第39条 会計年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

附 則

1. 本学会の設立の際における従来の日本血管造影・Interventional Radiology 研究会の会員は、入会の手続きを経ないで会員になることができる。
2. 本学会の目的を遂行するにあたり、社団法人日本医学放射線学会との緊密な連絡、提携をはかるものとする。
3. 本学会の目的を遂行するため、国内外の学会、研究会などと適宜連絡提携し、必要な事業を行う。この種の関係を持つ研究会を関連研究会と呼び、本会と同時に開催される関連研究会を付置研究会と呼ぶ。関連研究会との関係の設立は、各研究会からの申請に基づいて行い、理事会および評議員会の議決で承認される。関連研究会の申請があればIVR会誌に抄録を掲載する。
4. 学会への移行に伴う申し合わせ事項として、平成8年定期総会迄は現行の幹事は理事、世話人は評議員とし、平成8年定期総会以降は本定款にのっとり選挙する。
5. この定款は平成7年1月1日より施行する。
本定款は平成14年5月9日の翌日より改定施行する。
本定款は平成18年5月20日の翌日より改定施行する。
本定款は平成19年5月26日より改定施行する。

日本IVR学会定款施行細則

【支部地方会規定】

第1条 本学会は定款の定めるところにより支部地方会を置く。

第2条 支部地方会は北日本、関東、中部、関西、中国四国、九州とする。

【会員規定】

第3条(会費規定)

正会員の年会費は1万円とし、賛助会員の年額は1口5万円(1口以上)とする。ただし、名誉会員は会費を納めることを要しない。

入会金は5千円とする。

第4条(学会発表)

本学会の筆頭発表者は正会員に限る。

第5条(除名者の再入会)

会費滞納による除名者については、原則とし

て退会中の会費を納めなければならない。それ以外の者については、理事会においてその審議を計る。

【評議員の選出】

第6条(資格)

以下の二つをともに満たすものが評議員の資格を有する。

1. 本学会の専門医であること
2. 過去5年間にIVRに関する筆頭論文(総説を含む)または学術研究会などにおける筆頭発表、IVRに関する学術発表会での座長、シンポジスト等、あるいはIVRに関する講演の演者のいずれかの実績を3つ以上有するもの

第7条(立候補)

資格を有すると判断した者が、規定の立候補申込用紙に所定の事項を記載の上、選挙管理

委員会に提出する。

第8条(選挙管理委員会)

担当理事と理事会の指名する各支部より1名の計6名の委員によって評議員選挙管理委員会を構成し、選挙に委員名を公表する。

第9条(資格の再確認)

評議員選挙管理委員会は、立候補者について、資格の再確認を行い、不適格者を除外する。

第10条(評議員数)

評議員数は正会員の10%程度とし、このうち90%は前記の有資格者の中から選挙し、地域性、施設ならびに専門領域を考慮して、10%は理事会が別に選出する。正確な人数は選挙前に理事会、担当理事と並びに選挙管理委員会が決める。

第11条(選挙の基準と方法)

選挙は30名連記とし、無記名、郵送法で行う。

第12条(日程)

選挙に関する日程は理事会で定める。

第13条(資格の喪失)

任期内に2年連続評議員会を欠席した場合は、次回の被選挙権を喪失する。但し、特別の理由がある場合、本部に届出た際に、評議員会に代理を出すことができる。

【理事及び監事の選出】

第14条(資格)

評議員の中で満63歳未満のものとする。

第15条(理事の立候補)

資格を有する者で、理事候補者になろうとする者は、規定の立候補申し込み用紙に所定の事項、すなわち氏名、生年月日、施設名、経歴、所信を記載の上、選挙管理委員会に提出する。

第16条(選挙管理委員会)

理事選出については、評議員選出に当たった選挙管理委員会が、引き続きその任務を担当する。

第17条(資格の再確認)

理事選挙管理委員会は、立候補者について資格の再確認を行い、不適格者を除外する。

第18条(理事数)

13名を原則とする。

第19条(選挙の基準と方法)

選挙は評議員による投票とする。送られてきた立候補者の所信等を参考にして4名連記とし、無記名、郵送法にて行う。

第20条(理事の選出)

上位得票者13位までの候補者を選挙管理委員会が確認し、理事と決定する。ただし、立候補者が13名に達しない場合は、立候補者すべてを理事と承認し、欠員分については新理事会において地域性を考慮して協議の上推薦する。なお、理事長の互選は13名の理事全員が

確定した上で行う。

第21条(監事の選出)

理事決定の後、地域性を考慮して理事会に推薦する。

第22条(日程)

選挙に関する日程は理事会で定める。

第23条(資格の喪失)

理事が2年連続して理事会を欠席した場合には去就については理事会で審議する。但し、特別の理由がある場合、本部に届け出たさいに理事会に代理を出すことが出来る。

【選挙結果の公表】

第24条 理事、監事および評議員名は、学会誌に公表する。

【委員会規定】

第25条 定款その他の規約で定めるもののほかは、委員会の組織、運営はこの規定による。

第26条 常置委員会は、財務、学術、広報、編集、健康、防護、将来計画、専門医制度、国際、倫理、ガイドライン、安全管理委員会とする。

第27条 委員の選出は、原則として理事、評議員の中から選考するものとする。また、原則として重任を避ける。

第28条 委員長、委員の任期は3年とし、再任は妨げない。任期中の退任に伴う新任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第29条 本学会は理事会が必要と認めた場合には、専門領域の活動促進などを目的として、非常置委員会およびワーキンググループ（以下WG）を置くことができる。

第30条 WGの業務は理事会より諮問された事項の活動と答申とする。

第31条 WGの構成、運営は、定款 第6章 委員会および本委員会規定に従うものとする。

第32条 この規定は、理事会および評議員会の議決によって変更することが出来る。

本細則は平成11年度総会終了後改定施行する。

本細則は平成8年1月1日より施行する。

本細則は平成11年5月18日の翌日より改定施行する。

本細則は平成17年5月13日より改定施行する。

本細則は平成18年5月20日より改定施行する。

本細則は平成19年5月26日より改定施行する。

附 則

学会への移行にともなう申し合わせ事項として現在の6名の理事は継続してその任にとどまり、平成8年定期評議員会では6名の理事および2名の監事を本定款に則り選挙する。